

近畿地方年金記録訂正審議会第5部会（第107回）議事要旨

1. 日 時 令和3年8月2日（月） 13時25分から13時50分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 井上部会長、今中委員、吉岡委員、小倉委員
4. 議 題  
処分案等の審議
5. 会議経過  
処分案等の審議（国民年金 1件）  
国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

## 近畿地方年金記録訂正審議会第4部会（第113回）議事要旨

1. 日 時 令和3年8月3日（火） 13時30分から16時00分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 野田部会長、渡辺委員、小牧委員、震明委員
4. 議 題  
処分案等の審議
5. 会議経過  
処分案等の審議（国民年金 2件、厚生年金保険 1件）  
国民年金事案2件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。  
また、厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

## 近畿地方年金記録訂正審議会第3部会（第117回）議事要旨

1. 日 時 令和3年8月5日（木） 13時25分から15時35分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 梁部会長、井村委員、竹原委員、山下委員
4. 議 題  
処分案等の審議
5. 会議経過  
処分案等の審議（国民年金 2件、厚生年金保険 1件）  
国民年金事案2件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。  
また、厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

## 近畿地方年金記録訂正審議会第2部会（第117回）議事要旨

1. 日 時 令和3年8月10日（火） 13時20分から14時50分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 木岡部会長、藤原委員、大串委員、吉井委員
4. 議 題  
処分案等の審議
5. 会議経過  
処分案等の審議（国民年金 1件、厚生年金保険 3件）  
国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。  
また、厚生年金保険事案3件について、部会として、1件は年金記録を訂正する必要があると決定し、残り2件は年金記録を訂正する必要はないと決定した。

近畿地方年金記録訂正審議会第1部会（第120回）議事要旨

1. 日 時 令和3年8月18日（水） 13時20分から14時25分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 濱部会長、鈴木委員、栗飯原委員、三野委員
4. 議 題  
処分案等の審議
5. 会議経過  
処分案等の審議（厚生年金保険 2件）  
厚生年金保険事案2件について、部会として、1件は年金記録を訂正する必要があると決定し、残り1件は年金記録を訂正する必要はないと決定した。

近畿地方年金記録訂正審議会第3部会（第118回）議事要旨

1. 日 時 令和3年8月19日（木） 13時30分から14時00分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 梁部会長、井村委員、竹原委員、山下委員
4. 議 題  
処分案等の審議
5. 会議経過  
処分案等の審議（厚生年金保険 1件）  
厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

近畿地方年金記録訂正審議会第4部会（第114回）議事要旨

1. 日 時 令和3年8月23日（月） 13時30分から14時05分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 野田部会長、小牧委員、震明委員
4. 議 題  
処分案等の審議
5. 会議経過  
処分案等の審議（厚生年金保険 1件）  
厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

近畿地方年金記録訂正審議会第2部会（第118回）議事要旨

1. 日 時 令和3年8月24日（火） 13時25分から13時50分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 木岡部会長、藤原委員、大串委員、吉井委員
4. 議 題  
処分案等の審議
5. 会議経過  
処分案等の審議（厚生年金保険 1件）  
厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した



## 近畿地方年金記録訂正審議会第1部会（第121回）議事要旨

1. 日 時 令和3年8月25日（水） 13時20分から15時50分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 濱部会長、鈴木委員、栗飯原委員、三野委員
4. 議 題  
処分案等の審議
5. 会議経過  
処分案等の審議（厚生年金保険 4件）  
厚生年金保険事案4件について、部会として、3件は年金記録を訂正する必要があると決定し、残り1件は年金記録を訂正する必要はないと決定した。